

羽曳野市子ども読書活動推進計画

(平成19年度～平成23年度)

羽曳野市教育委員会

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性や表現力、創造力を豊かなものにするため必要不可欠なものです。また、登場人物や作者の気持ちを理解することにより、人の痛みや気持ちを理解する心を育むことができます。

この「羽曳野市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取り組みを示したものです。

羽曳野市では、「子どもの読書活動」を次代を担う人づくり・環境づくりの施策として位置づけ、この計画に基づいて子どもが読書に親しむ機会と環境を整備・充実するために積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただいた「羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 19 年 3 月

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

羽曳野市子ども読書活動推進計画

目次

第1章 基本方針

1. 計画の目的	1
2. 基本目標	1
3. 計画の期間	1

第2章 現状と具体的方策

1. 家庭での読書活動の推進	1
2. 地域における読書活動の推進	2
3. 学校園における読書活動の推進	3
4. 市立図書館	4

第3章 計画の実現のために

1. 推進体制の整備	5
2. 関係機関の連携	6
3. 啓発・広報	6

【資料】

子どもの読書活動に関するアンケート集計

幼稚園・保育園	7
小学校・中学校	11
高等学校	15
市内公共施設	18
留守家庭児童会	19

羽曳野市における子どもの読書の現状（統計資料）

市立図書館の現状	22
学校図書館の現状	26
子どもの読書活動の推進に関する法律	29
文字・活字文化振興法	31
羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	34
策定までのあゆみ・策定委員会審議状況	35
策定委員会委員名簿	36
パブリックコメント結果	37

第1章 基本方針

1. 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」に基づき、子ども（おおむね18歳以下の者をいう）と子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。また、この計画は、「羽曳野市総合基本計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画～はびきのこども夢プラン～」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとします。

2. 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

子どもが読書に親しむ機会を提供し、そのための環境を整備します。

家庭・地域・学校が連携し、市全体として取り組みを推進します。

子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

第2章 現状と具体的方策

1. 家庭での読書活動の推進

家庭は生活の基本となる場であり、特に、乳幼児期から小学校低学年にかけて、読み聞かせなどを通じて読書に親しむことが、その後の読書習慣を形成する上で重要な役割を持っています。また、子どもがすぐに手に取ることができる所に、成長過程に応じた本を置くことが大切ですが、家庭で多くの本をそろえることは困難であることから、図書館や子ども文庫などを積極的に利用することが望まれます。

【具体的方策】

保健センターなどで本市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。

図書館や子ども文庫の利用を推進するため、広報活動や行事を行います。

2. 地域における読書活動の推進

市の公共施設

本市には、主に子どもに直接関わる公共施設として、青少年児童センター、白鳥児童館、市立子育て支援センターなどがあります。利用対象となる子どもの年齢層にあわせて、おはなし会や図書の貸出などが行われ、また保護者向けに絵本講座を実施するなど、それぞれの施設独自の活動が行われています。

留守家庭児童会

市内には、14の小学校内にそれぞれ留守家庭児童会があり、放課後の児童の生活の場となっています。各児童会には、平均して300冊ほどの蔵書があります。指導員によって市立図書館の団体貸出もよく利用されており、半数以上の児童会で、絵本の読み聞かせや紙芝居が行われています。

子ども文庫

市内には現在8か所の子ども文庫があります。地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは30年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。家庭的な雰囲気の中で本に親しむことのできる場所として、地域の子どもにとって欠かせない、大切な存在となっています。

また、子ども文庫の代表者から成る「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により毎年読書講演会や講座などを実施し、さらに小学校や幼稚園でのおはなし会を実施するなど、子どものための読書活動を行っています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて新刊図書の助成を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。

今後は、文庫の活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となります。

その他

地域の集会所や公民館などを拠点に、子育てサークルや子育てサロンなどの活動が広く行われるようになってきました。本市では、これらのグループに活動の場を提供したり、交流の機会を設けるなど、その自主性を尊重しつつ、支援を行っています。また、市立図書館の団体貸出を利用するグループも増えてきています。

市内の書店では、子どもと本をつなぐ試みとして、「本の帯コンクール」や「読書ノート」などの行事が実施されています。また一部の書店では、おはなし会を行っているところもあります。

このように、市内各地で独自に行われている読書推進活動についての情報を集め、

必要に応じて支援を行い、また協力しあえる体制を作っていくことが大切です。

【具体的方策】

青少年児童センター、白鳥児童館、市立子育て支援センター、留守家庭児童会の図書の実態に努めます。

絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の実施を図ります。

市立図書館から離れた場所にある留守家庭児童会や市の公共施設に定期的な配本を行い、団体貸出の利用を促進します。

留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。

子ども文庫への支援を継続し、その活動の実施を図るとともに、その意義を市民に啓発します。

地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

3. 学校園における読書活動の推進

保育園・幼稚園

保育園や幼稚園では、本との出会いを大切に、本に親しむ環境を整え、優しさや思いやりを育む保育を行っています。絵本や物語を読み聞かせる機会を多く設けることで、ファンタジーの世界に浸り、想像力にあふれ心豊かな子どもの育成に努めています。また、幼稚園では、季節毎の自然遊びや動植物と触れ合う活動の前後に図鑑で紹介するなど、子どもの興味関心を高める工夫をしています。

絵本のプレゼントや園児への図書の貸出、地域ボランティアや保護者による「お母さん先生・お父さん先生」による読み聞かせに取り組んでいる保育園や幼稚園もあります。

小学校・中学校

本市には、公立小学校14校、公立中学校6校、私立中学校1校があります。平成7年度より国の「学校図書館情報化・活性化モデル地域」の指定を受け、小学校への学校司書の配置、小・中学校と市立図書館の連携強化など、小・中学校における読書活動の推進に関する施策を実施しています。また、平成16年度からは公立学校図書館の蔵書をデータベース化し、各校の学校図書館端末機で全校の蔵書検索が可能になりました。さらに、公共図書館-学校連絡車の往復便運用を開始することにより、学校図書館間の相互貸借が活性化しています。

平成9年の学校図書館法改正を受け、平成15年度より12学級以上の学校へ司書教諭を発令するとともに、平成18年度には中学校へ学校司書を配置するなど、小・中学校での読書活動推進の取り組みを進めています。

一方、蔵書数が学校図書館図書標準に到達していない、司書教諭が専任でないなどの課題があります。

高等学校

市内には、公立高等学校 2 校と私立高等学校 1 校があります。高等学校には、相当な蔵書数を持つ図書館があり、専任の職員も配置されているため、読書環境は他の世代に比べて整備が進んでいるといえます。

学校図書館の利用を促進するためには、「朝の読書」などを通じて読書を習慣づけることに加え、高校生にとって魅力ある蔵書構成や、展示方法の工夫が必要です。

【具体的方策】

幼児期における絵本や物語との出会いの重要性を、保護者をはじめ広く「子育て世代」に発信します。

学校園の計画的な蔵書の充実に努めます。また、小・中学校における学校図書館図書標準達成に努めます。

小・中学校の学校図書館に空調設備を設けるなど、環境整備に努めます。

市立図書館との連携を強化し、「学校図書館支援センター」のあり方や、子どもと本を結びつける方策についての調査研究を進めます。

中学生による職業体験学習や、学校園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組みます。

「学校図書館研究協議会（仮称）」を設置し、「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中学校における読書活動を一層推進します。教職員などの資質向上のため、研修を行います。保育園や幼稚園でボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実に努めます。

小・中学校司書教諭の全校発令、学校司書の全校配置に向けた調査研究を行ないます。

小・中学校及び高等学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、実践事例集の発行、コンクールの開催などを行います。

羽曳野市は、平成 18 年度～ 20 年度、文部科学省「学校図書館支援センター推進事業」地域指定を受け、学校図書館の様々な取り組みを支援する「学校図書館支援センター」についての調査・研究を行っています。

4. 市立図書館

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6 館の市立図書館と 3 か所のブックステーションがあり、うち 1 か所は各図書館とオンラインでつながっています。「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービ

ス」を3つの基本方針とし、市民の暮らしの中の図書館を目指して、様々な図書館活動を行っています。なかでも、児童サービスには力を入れており、児童書を積極的に収集するとともに、子ども文庫やボランティアと協力して、本の楽しさ・読書の大切さを広めるための催し物を毎月開催しています。また、学校図書館との連携を進めるため、読書や調べ学習用の資料の貸出や、毎週1回の公共図書館 - 学校連絡車の巡回を実施しています。

【具体的方策】

乳幼児から高校生まで、子どもの年齢や発達段階に応じた資料を充実させます。

子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。

情報提供や蔵書検索などのインターネットを活用したサービスを充実します。また、図書館ホームページに「こどものページ」を設け、読書への関心を高めるきっかけ作りとします。

子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。「一日図書館員」、「体験学習」の受け入れを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。

障がいをもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障がいの状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。

おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実します。また、ボランティアの育成と支援を行います。

職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。

図書館サービスの空白地域の解消に努めます。

大阪府立中央図書館や大阪国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

第3章 計画の実現のために

1. 推進体制の整備

「羽曳野市子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置し、計画の進捗状況を検証します。

子どもの読書活動推進に必要な専門職員の配置を進め、研修を実施し、各施策を進めることができる職員を育成します。

関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。

これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

2 . 関係機関の連携

市立図書館は、小・中学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。その一例として、公共図書館 - 学校連絡車による配送システムをより充実させ、「学校図書館支援センター」のあり方についての調査研究に協力します。

子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、講習会や交流会などを実施します。

「子ども読書の日(4月23日)」、「文字・活字文化の日(10月27日)」、「読書週間(10月27日～11月9日)」、夏休みなどの機会に、関係機関が連携して読書推進行事を実施します。

保健センターと市立図書館が協力しあって、乳幼児健診などで、ブックスタート事業、絵本の紹介やブックリストの配布を行います。

保育園、幼稚園、留守家庭児童会、子どもに関わる市の公共施設、市立図書館の連携を進めます。

関係機関が協力しあって、子どもの読書推進のための職員研修を行います。

3 . 啓発・広報

市広報、ホームページなどを通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

優れた活動を行っている団体・個人を市として表彰・顕彰、または国・大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。

ブックリストの作成・配布などにより、長く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。

「子ども読書の日(4月23日)」、「文字・活字文化の日(10月27日)」、「読書週間(10月27日～11月9日)」の市民への周知のための取り組みを進めます。

資料

子どもの読書活動に関するアンケート集計（幼稚園・保育園）

回答数 幼稚園 16
保育園 14

1. 貴施設の在園児数をおたずねします。（平成18年5月現在）

	幼稚園	保育園	(平均人数)
0歳児		7人	
1歳児		15人	
2歳児		19人	
3歳児	110人	24人	
4歳児	42人	26人	
5歳児	50人	24人	

2. 貴施設には、何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいの本を購入されていますか。

	幼稚園	保育園	(平均冊数)
所蔵	707冊	687冊	
購入	31冊	32冊	

3. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
- | | 幼稚園 | 保育園 |
|-------|-----|-----|
| している | 2 | 9 |
| していない | 14 | 5 |

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。（複数回答可）

	幼稚園	保育園
団体貸出の制度・使い方を知らなかった	1	2
図書館まで借りに行く時間がない	7	2
紛失や破損が心配だから	2	1
園にある本だけで十分	4	3
その他	4	4
幼稚園		
・ 小学校図書館利用		
・ 職員が借りて利用		
・ 図書館が遠い		
保育園		
・ 管理できないと思う		
・ 以前していて継続ができていない		
・ 借りに行く人手がない		
・ 個人所有の本が個人で貸出を受けたりして読み聞かせる		

5. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

幼稚園	・ 幼児が気軽に参加できる施設にしてほしい
保育園	・ 借りたい本が行った図書館でない事がある
	・ 図書館日より「たけのこくん」を拝見して、あたらしい絵本の紹介があるが、その絵本が何才位が適しているか、ひと言紹介してほしい

- ・ コーナーがあってゆっくりできていいですが、もう少し広いほうがいいのでは？
- ・ 乳児と幼児のコーナーがあればもっといいのでは？
- ・ 丹治はやプラザを利用するが、本をこども達と一緒に読む場所をもう少し広くしてほしい

6. 先生方は、どのくらいの頻度で読み聞かせをされますか。		幼稚園	保育園
毎日読む		14	14
週に(1、2)回くらい		1	0
月に()回くらい		0	0
ほとんど読んでいない		0	0
また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。 (例・お昼寝の前、子どもにせがまれた時、毎日時間を決めて など)			
幼稚園	・ 降園前	13	
	・ 昼食後	4	
	・ 活動の導入時	4	
	・ 静の活動前	1	
	・ 午後のゆっくりしたとき	1	
	・ お話の絵を描くとき	1	
保育園	・ お昼寝の前		12
	・ 設定保育の前、導入の時にイメージを持たせる時など		8
	・ 合同・延長・残留・長時間保育時		7
	・ おやつ前後		2
	・ こどもにせがまれた時		2
	・ 0 - 3才はお昼寝の前、4・5才は食後の落ち着いた時間		1
	・ 場面の変わり目		1
	・ 食事の前		1
	・ 続きのある分は毎日		1
	・ 1日に3 - 4回は必ずどのクラスでも読み聞かせをしている		1
	・ 気分転換をはかる時		1
	・ 時間が空いた時		1
	・ それぞれのクラスによって時間帯がちがう		1
	・ 子ども達を落ちつかせたい時		1

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。(複数回答可)		幼稚園	保育園
園行事の題材として活用している		15	11
日常のごっこ遊びなどに取り入れている		8	9
子どもに自由に読ませている		14	11
子どもや保護者に貸出している		6	3
その他 (幼稚園 絵画制作)		1	0
特になし		0	0

8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。 また、どのくらいの頻度でされていますか。		幼稚園	保育園
している 年()回程度 (幼稚園・保育園とも年1回程度が最も多い)		13	3
していないが、今後機会があればやりたい		1	7
していないし、今後もする予定はない		1	4

9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。

- 幼稚園
 - ・ 近くに児童館があるので行っている
 - ・ 婦人団体協議会より紙芝居をしてもらう予定あり
 - ・ 月に1回読み聞かせ(元校長、園長)
- 保育園
 - ・ 誕生日会・各種の行事等に大型絵本などを読み聞かせている
 - ・ 5才児は年3回程ストーリーテリングをしている
 - ・ 保護者むけに学習会(絵本と子育て)をしたことがある。今年度は考えていない
 - ・ 近隣の公園で毎月1回地域の親子に向けて読みきかせをしている
 - ・ 毎月のお誕生会のテーマを今年度は「絵本」にしている
 - ・ クリスマスに園児1人1人、1冊づつ絵本をプレゼントしている
 - ・ 地域むけの事業(すこやか広場)には必ず絵本を読み聞かせをしている

10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまるものにもいくつでもをしてください。

	幼稚園	保育園
団体貸出の充実	1	5
定期的に配本をしてほしい	4	5
本や教育についての情報提供	5	5
児童書の充実	9	7
子どもの本についての専門知識を持った職員の配置	6	5
図書館の利用指導やおはなし会など、園への職員の派遣	4	7
子どもや保護者向けの行事の充実	3	2
リサイクル本の譲渡	2	5
その他	1	3
幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを連れて行きたいが、スペースが狭く他の人に迷惑がかかるため行けない 		
保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動図書館 ・ 「たけのこくん」内容充実 ・ 民話の絵本や紙芝居を増やしてほしい 		

11. 子どもの読書環境を良くするために、貴施設として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。

幼稚園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絵本コーナーの設置など環境整備 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への読み聞かせの重要性を啓発する 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求に応えられる図書の充実 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の児童館・小学校図書室を利用する ・ 読んでほしい本を目のつくところに置く ・ 研修会参加などで専門知識を習得する ・ 団体貸出を利用したい ・ 読書スペースと人材の確保 ・ 情報提供 	

- 保育園
- ・ 大人からの概念で絵本・紙芝居等を与えるのではなく、広範囲の絵本等を与える
 - ・ 保護者への情報提供
 - ・ 年令児に合った本を、各保育室ではなく園の蔵書として整理できるスペースづくり
 - ・ 子どもが自由に読める環境(室内設定)を考えていきたい
 - ・ 絵本の貸し出し
 - ・ 絵本購入の為の予算を別枠でほしい
 - ・ 各園に図書室がほしい(図書専用の家具(本箱)がない)
 - ・ 親や園児に図書の貸し出しをしたいが、本が古かったり使える本が少ない
 - ・ 司書がいればより充実すると思う
 - ・ 本の整理整頓
 - ・ 読み聞かせをする機会を増やし、子ども達が興味を引き、本をゆったりした気分で聞く事が出来るような環境づくりをしていきたい
 - ・ 小さい子どもたちなので、絵本だけでなくペープサート・人形劇・大型紙芝居など取っつきやすい方法を考えていくことも大切。又、幼児になると図鑑も非常に興味をもって見ているので、もっと充実していきたいと思っている

12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

- 保育園
- ・ 園では日常保育の中で読み聞かせすることはどんどん取り入れていますが、家庭でどれだけの子が親に読んでもらっているかわからないので、広報などにももっと目に付くような記載の仕方で、情報を促して頂きたいと思えます

子どもの読書活動に関するアンケート集計 (留守家庭児童会)

回答数 12

1. 貴施設には何冊くらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊くらいの本を購入されていますか。

所蔵	293冊	(平均冊数)
購入	10冊	

2. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。

している 12
していない

4. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしいところがあればお書きください。

- ・ 借りる冊数が多くなると、運搬が大変。子どもたちが自分で本を選ぶことができないので以前のような移動図書館があればうれしい。
- ・ 子どもたちもよく図書館を利用しているようで、一度読んだ本が多くこちらが読むと「それ知ってる」と言うことがよくある。新しい本を増やしてほしい。
- ・ 移動図書館が来てくれることを望む。
- ・ 1学期まで小学校にブックステーションがあり大いに利用させていただき大変良かった。児童が自分に興味のあるものを選びよく読んでいた。また、移動図書館のときも来るのを楽しみに待っていた。今は、指導員が選んで借りてきているが、やはりずれがある。以前は、その子の選んだ本を通して、好みや今何に興味があるのかとてもよくわかった。ブックステーションの復活を望む。
- ・ 利用したい本は、ほとんど貸し出しされていて借りられないことが多いので、人気のある本、子どもが喜ぶ本はたくさんあるといい。
- ・ 中央図書館の紙芝居はたくさんあり良いが、モモプラザの図書館は年少用で数が少ない。

5. 貴施設では、本の読み聞かせをしていますか。

毎日読む 3

- ・ 本の読み聞かせはしていないが、紙芝居をお帰りの前にほとんど毎日している。
- ・ 帰る前に紙芝居を読み聞かせしている。
- ・ 帰る準備をして座っているときに読む(17:00前)

週に()回くらい 4 (2~4回)

- ・ お帰りのとき(16:30~)読んでいる。
- ・ 帰り支度ができて帰る前、夏休み一時保育で午睡前
- ・ 帰りの用意ができて時間があるとき。(16:50~17:00) 紙芝居や物語の本、クイズの本。
- ・ 5時のお帰りの前に子どもたちを落ち着かせるために読んでいる。

月に()回くらい 2 (1~2回)

- ・ 夏休みは、昼寝の前に本を読んでいたが、学校が始まってからは、帰る前時間があれば紙芝居やクイズ等をする。
- ・ 帰る用意をしてから、時間のあるときに読んでいる。

ほとんど読んでいない 2

- ・ 帰りの会で時間があるときに5~10分位。夏休みの午睡前は、毎日読み聞かせをしているが今の時期はほとんどやっていない。

6. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。
- | | |
|--------------------|----|
| 行事の題材として活用している | 5 |
| 日常のごっこ遊びなどに取り入れている | 2 |
| 子どもに自由に読ませている | 10 |
| 子どもや保護者に貸出している | 0 |
| その他 | 1 |
| 特になし | 1 |
7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、実施されている場合どのくらいの頻度でされていますか。
- | | |
|---------------------|---|
| している 年()回くらい | 3 |
| していないが、今後機会があればやりたい | 8 |
| していないし、今後もする予定はない | 1 |
8. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていればお書きください。
- ・ クリスマスに大型紙芝居をした。
9. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。
- | | |
|----------------------------|---|
| 団体貸出の充実 | 3 |
| 定期的に配本をしてほしい | 5 |
| 本や教育についての情報提供 | 2 |
| 児童書の充実 | 6 |
| 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 | 1 |
| 図書館の利用指導やおはなし会等、職員を派遣してほしい | 6 |
| 子どもや保護者向けの行事の充実 | 1 |
| リサイクル本の譲渡 | 7 |
| その他 (移動図書館) | |
10. 子どもの読書環境をよくするために、貴施設として取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか。
- ・ 子どもの興味関心を引く本を充実させ、落ち着いて本を読むことのよさを感じられるようにしていきたい。
 - ・ 本が好きな子どもが多く、しっかり読んでいるのですが、当教室は70人近くの子どものいるため本の傷み具合が激しいので、新しい本が増え充実すればと思う。
 - ・ 本を読む時間を定期的に持つ。
 - ・ 校区外にしか図書館がないので、以前のように移動図書館が来てくれるか、校区内に図書館を作ってほしい。
 - ・ 本の種類や冊数を増やしたい。またその保管場所等の確保が必要。
11. その他、子ども読書活動推進計画について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。
- ・ 身近なところに本があり、また、興味のあるものの勉強が手軽にできるような環境を作ってもらいたい。

子どもの読書活動に関するアンケート集計 (小学校・中学校)

回答数 小学校 14

中学校 6

	小学校	中学校
1. 授業時間以外で、図書館を開けていますか。		
毎日開けている	13	4
時々開けている(週 回または月 回程度) 週4回	1	2
授業時間以外は開けていない	0	0
2. 1で と答えた方におたずねします。開けているのはいつですか。(複数回答可)		
朝・始業前(時 分～時 分)	11	1
8:00～8:25(小学校1校、中学校1校)、8:10～8:25(2校)、8:15～8:25(4校)		
8:15～8:30(1校)、8:05～8:25(2校)、8:00～8:30(1校)		
8:10～8:30(1校)		
授業間の休み時間	13	0
昼休み	12	6
放課後	4	1
15:30～16:00(1校)、15:20～16:00(1校)、放課後～16:00(2校)		
その他(休校日など)	0	0
3. 授業中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書の時間にどのくらい図書館を利用していますか。		
週()時限程度の利用がある	14	1
小学校 1時限(4校)、5時限(1校)、9時限(1校)、10時限(1校)、13時限(1校)		
17時限(2校)、18時限(1校)、20時限(1校)、23時限(1校)、24時限(1校)		
中学校 各クラスで週1時限程度、合計週で7時限		
時々利用がある 月()回または年()回程度	0	1
図書館はほとんど使っていない	0	0
図書の時間がない	0	4
4. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。		
週()時限程度の利用がある。	4	1
小学校 週1時限(1校)、週3時限(1校)、週4時限(1校)		
中学校 週2時限程度		
時々利用がある 月()回または年()回程度	9	5
小学校 月1～2回(3校)、月2～3回(2校)、月5回(1校)、月10回(1校)、年3回(1校)		
必要に応じて(1校)		
中学校 月1回(2校)、月2～3回(1校)、月7回(1校)、年5回(1校)		
図書館はほとんど使っていない	1	0
各学級の時間以外ほとんど空きがないので、他の授業(調べ学習も時間割の中で使用)(1校)		
5. 4で と答えられた方におたずねします。主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。		
小学校 各教科での調べ学習、図書委員会活動(月1回)		
林間や修学旅行の事前学習、図工で参考にできる絵や写真を探す		
保健室登校児の読書時間等		
中学校 各教科での調べ学習、彫刻などのデザインの参考、本の紹介、作文指導、自由読書		

6. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。	小学校	中学校
している 年()回程度、(1・2・3・4・5・6)年生対象	10	0
年1～2回程度、全学年対象(7校)		
年1回程度1・2・3年生対象(1校)、1～4年生月1回、5・6年生学期に1回(1校)		
年1回程度1～5年生対象(1校)		
していないが、今後機会があればやりたい	3	2
していないし今後もする予定はない	1	4
先生方の要望がでていないので(1校)		
7. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。	小学校	中学校
全校で実施している	13	1
一部の学年で実施している	0	0
一部の学級で実施している (3学級)	1	0
実施していない	0	5
8. 7で ～ 「実施している」と答えた方にお聞きします。	小学校	中学校
(ア) どのくらいの頻度で実施していますか。		
ほとんど毎日	6	1
週()回くらい	8	0
週1回くらい(2校)、週2回くらい(4校)		
週4回くらい(2校)		
月()回くらい	0	0
(イ) どんな時間帯に何分程度実施していますか。	小学校	中学校
朝・始業前に()分程度	13	1
小学校 10分程度(8校)、15分程度(5校)		
中学校 10分程度		
授業中に()分程度	0	0
その他	0	0
(ウ) 一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか。(複数回答可)	小学校	中学校
児童生徒が自分で用意する	12	1
学級文庫の本を使う	13	0
学校図書館の本を使う	14	0
公共図書館から借りる	7	0
その他	0	0
(エ) 一斉読書をしたことで、児童・生徒にどんな変化が見られますか。		
・今年度はじめたところで、あまり変化は感じられない (1校)		
・本に触れる機会が増えるにつれ、読書力がついた (3校)		
・1限目に落ち着いて入れる。(小学校7校、中学校1校)		
・習慣が付き落ち着いて学習できる。本を身近に感じるができる (1校)		
・読書の習慣がついた (4校)		
・友達同士で面白い本を薦めあっている姿が見られる (1校)		
・朝読のある朝は、図書館に本を借りに来る子が多い (2校)		

	小学校	中学校
9. 上記以外に、子どもの読書に関して、貴校が過去1年間に実施したイベントや行事などがありますか。(複数回答可)		
絵本の読み聞かせ	9	0
講演会	0	0
読書会	2	0
講習会・研修	0	1
「子ども読書の日(4月23日)」や秋の読書週間の関連行事	7	0
・ 「じっくりよもうカード」「2000ページのチャレンジ」		
・ 図書館まつり(しおりコンテスト、クイズラリーなど)		
・ 委員会による出張おはなし会、人気本ランキング調べ		
・ 秋の読書週間		
・ 「あなたの好きな本はどれ？」図書委員のお勧めの本の人気投票		
・ 5冊読みきったらはんこをもらい、感想を加えて提出するとしおりやリサイクル本がもらえる		
・ 「えほんをよもう」や「よんでみませんか」コーナーで、展示やとしゃかんたよりで案内		
・ 絵本週間(6月)、読書週間(11月)(1校)		
その他	3	1
小学校		
・ おはなし会(4年生対象)		
・ 図書委員会によるおはなし会		
・ 好きな本ランキング(投票)		
中学校		
・ 校内読書感想文コンクール		
特になし	0	4
10, 11は、中学校のみ		
10. 貴校には、専任の図書館担当職員がいますか。		中学校
学校司書がいる		1
その他の担当職員がいる	(囑託)	4
専任の職員はいない		2
11. で、 と回答された方にお聞きします。学校司書の必要性についてどのように考えておられますか。		中学校
とても必要と思う		0
多少は必要と思う		5
あまり必要と思わない		1
その他		0
12. 子ども読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。(複数回答可)	小学校	中学校
団体貸出の充実	8	2
配本・連絡車の充実	11	1
本や教育についての情報提供	10	1
児童書の充実	8	3
子どもの本についての専門知識を持った職員の配置	4	3
図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣	2	3
・ 公立図書館の社会見学のときは、色々説明してほしい		
・ 学校にこられて市立図書館の使い方などアピールしてほしい		
子どもや保護者向けの行事の充実	3	0

リサイクル本の譲渡	5	1
その他	2	1

- ・ ぜひ読ませたい本のリスト(新刊本を含め)(小学校・中学校各1校)
- ・ 新刊本を学校司書も一緒に見られるようにしてほしい(1校)

13. 子どもの読書環境を良くするために、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。

取り組んでいること

- 小学校
- ・ 読書ノートを作って、児童が自分で書き込めるようにしている。5冊読んで記入する毎にはんこを1つ押していく
 - ・ 本の特集(幽霊・魔法・お月見等)。月ごとにテーマを決めてしおりを作っている
 - ・ 秋の読書週間でしおりコンクール等のイベント
 - ・ 朝の読書
 - ・ 学級文庫充実のため、職員や保護者から古本の寄贈を年1回お願いしている
 - ・ 学級文庫の充実(PTA図書費で少しずつ購入)
 - ・ 子どもの一番身近にある学校図書館を魅力的な図書館にするため、本の紹介や季節の本の特集をしている
- 中学校
- ・ 資料の分類別配架・表示、お勧め本の展示、本の整備、図書だより月1回配布
 - ・ 明るく清潔感のある図書室作り

取り組みたいこと

- 小学校
- ・ すべての児童が読書好きになるために、全校で読書指導の系統だったカリキュラムを作成したい
 - ・ 絵本週間・読書週間・おはなし会等の図書館行事の設定
 - ・ まんがしか読めない子に、すぐ読めるもので楽しい本を紹介していきたい。中学年向きの本の情報を得る努力
 - ・ 図書館及び学級文庫の充実
 - ・ 配架と展示の見直し(よりわかりやすく絵を加える) テーマ本等展示の際のディスプレイ
 - ・ 蔵書を増やすこと。(ベルマークをためて本を買う等)
 - ・ 図書館設備の充実。ブラウジングコーナーなどが作れるといい
 - ・ 廃棄基準を過ぎた本を廃棄して、新しい本や資料を増やしたい
 - ・ 学校図書館での予約制度。特集コーナーの設置。図書館だより・図書館通信の発行
- 中学校
- ・ 図書館司書の配置、学級文庫の設置
 - ・ 子どもが読みたがっている本や、今よく読まれている本の把握、お勧め本の紹介
 - ・ 開館時間の拡大。図書の授業の設定
 - ・ 校内に図書館教育を考える組織を作る
 - ・ 図書館の整備、展示物の制作、(書架の案内含む) 季節やお勧め本の展示
 - ・ 学級文庫の設置

14. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

- 小学校
- ・ 図書費の増額
 - ・ 「なぜ子どもたちは本を読まなくてはいけないのか？」原点に返って計画を進めてほしい
 - ・ そして、実施されたときには、図書館の関係者だけでなく学校・家庭・地域・市民へと広く宣伝してほしい
- 中学校
- ・ 図書費の増額
 - ・ 授業に読書の時間があるのとないのとでは、読書に対する生徒たちの関心が大きく違う

子どもの読書活動に関するアンケート集計 (高等学校)

回答数 3

1. 貴校の生徒数・教職員数は各何名ですか。

合計	生徒数	2,498 人
	教職員数	208 人
教職員一人当たり生徒数		12 人

1校は中学生生徒数を含む
総数 2,706 人

2. 年間の貸出冊数は何冊ですか(平成17年度)

合計	6,256 冊
年間一人当たり	2.3 冊

3. 蔵書冊数(平成18年度当初の冊数)

3校合計	75,836 冊
一人当たり蔵書	28 冊
蔵書回転率	0.08 冊

4. 平成18年度図書費

3校合計	2,542,300 円
一人当たり図書費	940 円

5. 図書館担当教諭・学校司書について

- ・ 兼任司書教諭1名、実習補助1名
- ・ 兼任司書教諭1名、その他図書館担当教諭兼任3名、学校司書1名
- ・ 専任司書教諭2名、その他図書館担当専任教諭1名、学校司書1名

6. 授業時間以外で、図書館を開けていますか。

毎日開けている 3
時々開けている
授業時間以外は開けていない

7. 6で と答えた方におたずねします。開けているのはいつですか。

朝・始業前
授業間の休み時間
昼休み 3
放課後 3 (15:10～17:00)(15:30～)(15:15～18:00)
その他(休校日など)

8. 授業時間中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書の時間にどのくらい図書館を利用していますか。

週()時限程度の利用がある
時々利用がある 1 (月1・2回または、年10～20回程度)
図書館はほとんど使っていない 1
(学校の規定で、授業担当者付き添いのもとに利用するよう決められている。)
図書の時間はない 1

9. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。
- 週()時限程度の利用がある
 ときどき利用がある 3 (年10回程度)(年15回程度)(月1・2回または、年10～20回程度)
 図書館はほとんど使っていない

10. 9で と答えられた方におたずねします。主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。
- ・ オリエンテーション(国語・図書館)、夏休み中(各教科の補習・講習)
 - ・ 各教科の自主学習
 - ・ 保健
 - ・ 総合学習、保健体育、国語など

以下は、貴校の読書活動その他についてお聞きします。

11. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。
- 全校で実施している
 一部の学年で実施している 2 (1・2年生)
 一部の学級で実施している
 実施していない 1

12. 11で ～ 「実施している」と答えられた方にお聞きします。

- (ア) どのくらいの頻度で実施していますか。
- ほとんど毎日 1
 週()回くらい
 月()回くらい

- (イ) どんな時間帯に何分程度実施していますか。
- 朝・始業前に()分程度
 授業中に()分程度 1 (15分程度)
 その他 1
 (夏休み、読書感想コンクールに参加のため、1・2年国語課必修)

- (ウ) 一斉読書で使用する本は、どうやって用意していますか。(複数回答可)
- 生徒が自分で用意する 2
 学級文庫の本を使う
 学校図書館の本を使う 2
 公共図書館から借りる 1
 その他

- (エ) 一斉読書を実施したことで、生徒にどんな変化が見られますか。
- ・ 生徒の読書量が増加する

13. 過去1年間くらいの間の実施された、読書に関するイベントや行事などがあればお書きください。
- ・ 読書感想文コンクール(大阪府・人権作文コンクール)
 - ・ 図書館だよりの発行、課題読書

14. 貴校では、市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
- | | |
|-------|---|
| している | |
| していない | 3 |
15. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。(複数回答可)
- | | |
|--------------------|---|
| 団体貸出の制度・使い方を知らなかった | 1 |
| 図書館まで借りに行く時間がない | |
| 紛失や破損が心配だから | 1 |
| 学校にある本だけで十分 | |
| その他 | 1 |
- (夏の読書感想文コンクールで、羽曳野市の図書館に貸し出しの協力を依頼している)
17. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。
- | | |
|-------------------------|---|
| 団体貸出の充実 | |
| 定期的に配本をしてほしい | |
| 本や教育についての情報提供 | 3 |
| 児童書の充実 | 1 |
| 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 | |
| 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の配置 | |
| 子どもや保護者向けの行事の充実 | |
| リサイクル本の譲渡 | |
| その他 | |
18. 子どもの読書環境を良くするために、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。
- ・「図書館だより」の発行、「夏休み読書感想文コンクール」
 - ・全体で、朝読を徹底できれば

子どもの読書活動に関するアンケート集計 (市内公共施設)

回答数 3

1. 貴施設には何冊くらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊くらいの本を購入されていますか。

	合計	平均
所蔵冊数	8,610 冊	2,870 冊
購入冊数	385 冊	128 冊

2. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。

している 1
していない 2

3. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。

団体貸出の制度・使い方を知らなかった
図書館まで借りに行く時間がない
紛失や破損が心配 2
所蔵している本だけで十分
その他

4. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があればお書きください。

回答なし

5. 貴施設では、絵本の読み聞かせをしていますか。

毎日読む 1
週に()回くらい 1 (2回くらい)
月に()回くらい 1 (3回くらい)
ほとんど読んでいない

また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。

- ・ 「絵本のへや」毎月の事業の中で読み聞かせをしている。10:30～11:30
- ・ 毎週1回定期的に「おたのしみタイム」として、親子向けに絵本・紙芝居・ペープサート等を開催
- ・ 児童クラブのおわりの会の時間帯(5～10分)に1～2冊

6. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。(複数回答可)

行事の題材として 2
日常のごっこ遊びなどに取り入れている 1
子どもに自由に読ませている 3
子どもや保護者に貸出している 2 (7日間)(3冊まで14日間)
その他
特になし

7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また実施されている場合どのくらいの頻度でされていますか。

している 1 (年12回程度)
していないが、今後機会があればやりたい 1
していないし、今後もする予定はない 1

8. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていればお書きください。
- ・ 平成17年度子育て講座「絵本で膨らむ子どもの心」高山智津子氏
 - ・ 子育てセミナー事業の中で「絵本講座」として、保護者を対象に絵本の大切さ面白さを伝えている。
9. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。(複数回答可)
- | | |
|-----------------------------|---|
| 団体貸出の充実 | 1 |
| 定期的に配本をしてほしい | |
| 本や教育についての情報提供 | 1 |
| 児童書の充実 | |
| 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 | 3 |
| 図書館の利用指導やおはなし会など、職員を派遣してほしい | 1 |
| 子どもや保護者向けの行事の充実 | |
| リサイクル本の譲渡 | |
| その他 | |
10. 子どもの読書環境を良くするために、貴施設として取り組みたいことまたは、必要と思われることは何ですか。
- ・ 親向けの学習会(読み聞かせ等)の充実
 - ・ 図書室をただきれいにするだけでなく、子どもが居心地よく過ごせるよう配慮したい。
たとえば、禁止事項の張り紙だらけにならないよう…。職員も絵本を楽しむという姿を見せる。
11. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。
- ・ 以前、指導員研修で他市図書館の職員さんから話を伺って、子どもをメインに考えた図書館の運営について、とても参考になった。絵本の面白さも上手に伝えておられた。ぜひ、マネをしたいと思う。

羽曳野市における子どもの読書の現状(統計資料)

市立図書館の現状

蔵書構成

(平成18年3月末現在)

館名	一般図書	児童図書	郷土行政	参考図書	障害者用	AV資料	雑誌	合計
中央	104,812	50,816	3,245	3,731	11	3,419	3,174	169,208
陵南の森	92,547	55,469	944	1,009	2,587	3,316	1,263	157,135
古市	32,296	17,356	358	428	0	981	644	52,063
羽曳が丘	18,770	10,037	128	142	0	1,304	450	30,831
丹比	10,302	10,454	153	111	0	1,019	327	22,366
東部	16,733	8,692	33	105	1	962	501	27,027
ブックステーション	10,400	6,830	12	0	0	0	0	17,242
合計	285,860	159,654	4,873	5,526	2,599	11,001	6,359	475,872

	中央	陵南の森	古市	羽曳が丘	丹比	東部	B S	合計
うち紙芝居	1,206	935	400	293	377	129	154	3,494

利用対象人口

	男性	女性	合計	%()
0～6歳	4,089	3,891	7,980	6.6
7～9歳	1,897	1,916	3,813	3.2
10～12歳	1,960	1,827	3,787	3.1
13～15歳	1,854	1,728	3,582	3.0
16～18歳	1,949	1,808	3,757	3.1
合計	11,749	11,170	22,919	19.0

全人口に占める割合

団体貸出(児童書)

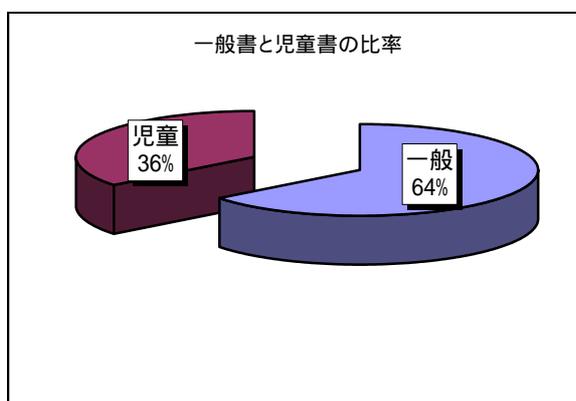
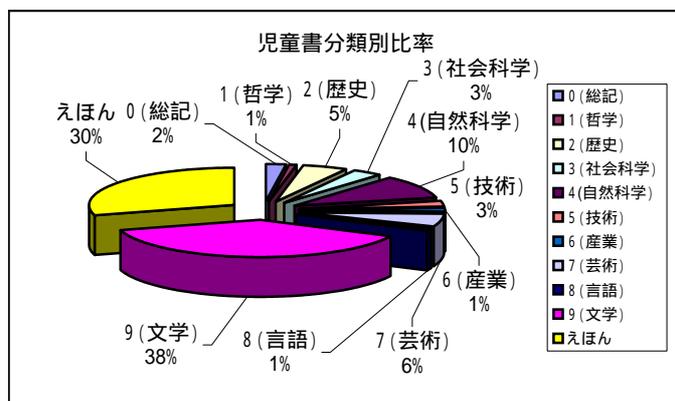
	中央	陵南の森	古市	羽曳が丘	丹比	東部	BS	合計
平成14年度	3,510	18,266	588	357	716	339	571	24,347
平成15年度	14,288	10,323	708	210	652	256	673	27,110
平成16年度	11,497	8,031	403	201	507	195	539	21,373
平成17年度	8,971	12,681	290	59	103	333	672	23,109

分類別蔵書内訳

		0(総記)	1(哲学)	2(歴史)	3(社会科学)	4(自然科学)	5(技術)	6(産業)	7(芸術)	8(言語)	9(文学)	えほん	合計
中央	一般	4,001	4,980	12,027	13,790	6,610	8,677	3,522	9,954	1,228	39,623		104,412
	児童	1,088	402	2,458	1,665	5,019	1,246	732	2,757	657	18,950	14,636	49,610
	合計	5,089	5,382	14,485	15,455	11,629	9,923	4,254	12,711	1,885	58,573	14,636	154,022
陵南の森	一般	1,730	2,273	5,793	8,676	4,445	7,822	2,609	11,640	1,158	46,027		92,173
	児童	490	391	2,610	1,739	4,743	1,231	654	7,413	682	18,294	16,287	54,534
	合計	2,220	2,664	8,403	10,415	9,188	9,053	3,263	19,053	1,840	64,321	16,287	146,707
古市	一般	494	908	1,988	2,480	1,188	2,660	744	4,313	348	17,055		32,178
	児童	257	142	743	426	1,493	368	220	2,020	222	5,982	5,083	16,956
	合計	751	1,050	2,731	2,906	2,681	3,028	964	6,333	570	23,037	5,083	49,134
羽曳が丘	一般	369	654	1,837	1,936	954	1,763	692	1,733	274	8,558		18,770
	児童	34	61	448	210	1,077	216	231	639	115	3,632	3,081	9,744
	合計	403	715	2,285	2,146	2,031	1,979	923	2,372	389	12,190	3,081	28,514
丹比	一般	206	252	921	674	383	941	322	1,786	108	4,705		10,298
	児童	115	92	372	278	905	244	169	919	146	3,302	3,535	10,077
	合計	321	344	1,293	952	1,288	1,185	491	2,705	254	8,007	3,535	20,375
東部	一般	366	513	1,552	1,379	1,032	1,884	722	2,071	264	6,864		16,647
	児童	53	91	499	271	877	267	213	931	203	2,253	2,905	8,563
	合計	419	604	2,051	1,650	1,909	2,151	935	3,002	467	9,117	2,905	25,210
B S	一般	87	129	470	416	331	1,317	208	400	39	3,446		6,843
	児童	22	129	139	88	601	172	167	827	85	1,499	2,059	5,788
	合計	109	258	609	504	932	1,489	375	1,227	124	4,945	2,059	12,631
合計		9,312	11,017	31,857	34,028	29,658	28,808	11,205	47,403	5,529	180,190	47,586	436,593

上記以外の分類の図書は除く。

B S (ブックステーション) は、青少年児童センター・野々上東を除く。



個人貸出

年月	中央図書館			陵南の森図書館			古市図書館		
	貸出点数		貸出人数	貸出点数		貸出人数	貸出点数		貸出人数
		児童書			児童書			児童書	
17.4	28,285	8,784	9,287	19,389	5,814	6,167	6,942	2,038	2,315
5	31,412	9,700	10,170	20,399	6,290	6,473	6,737	1,866	2,376
6	23,525	7,398	7,558	16,065	4,715	5,015	5,643	1,835	1,930
7	34,203	11,561	11,007	21,514	7,312	6,826	7,475	2,504	2,594
8	34,385	12,499	11,340	23,374	8,770	7,441	7,936	2,786	2,726
9	29,614	9,303	9,760	19,768	6,108	6,275	6,753	1,796	2,266
10	30,887	9,588	10,094	20,282	6,087	6,493	6,138	1,508	2,092
11	28,920	9,267	9,568	19,520	6,040	6,198	6,238	1,733	2,147
12	29,799	9,435	8,647	20,257	6,064	5,407	6,435	1,919	1,917
18.1	27,064	8,295	8,713	17,149	5,130	5,365	5,702	1,503	1,926
2	28,182	8,772	9,238	18,034	5,208	5,725	6,008	1,493	2,050
3	29,725	8,999	9,894	19,621	6,163	6,190	6,823	1,862	2,348
合計	356,001	113,601	115,276	235,372	73,701	73,575	78,830	22,843	26,687
H.16	347,997	102,247	115,731	254,805	81,840	79,602	83,208	25,146	27,798
H.15	345,705	93,952	115,734	262,655	79,200	81,702	82,588	21,405	28,044
H.14	344,786	87,840	120,335	274,436	74,327	82,937	76,153	17,750	25,885

年月	羽曳が丘図書館			丹比図書館			東部図書館		
	貸出点数		貸出人数	貸出点数		貸出人数	貸出点数		貸出人数
		児童書			児童書			児童書	
17.4	4,425	1,052	1,640	3,033	1,139	965	6,053	2,038	1,932
5	4,872	1,211	1,755	3,204	1,223	996	6,175	1,994	2,005
6	3,643	875	1,257	2,411	985	758	4,982	1,740	1,623
7	5,402	1,684	1,907	3,662	1,688	1,120	6,871	2,749	2,207
8	6,114	2,064	2,194	4,523	2,309	1,368	7,938	3,305	2,487
9	5,185	1,384	1,885	3,239	1,417	998	6,554	2,309	2,085
10	5,079	1,169	1,793	3,072	1,261	947	6,197	2,063	2,036
11	4,893	1,083	1,730	3,289	1,331	1,014	5,446	1,922	1,789
12	5,114	1,291	1,603	3,253	1,237	919	5,509	1,993	1,598
18.1	4,314	1,126	1,502	2,581	1,018	787	4,824	1,541	1,536
2	4,765	1,241	1,659	2,931	1,199	904	5,151	1,716	1,683
3	5,277	1,442	1,785	2,983	1,166	928	6,094	2,039	1,945
合計	59,083	15,622	20,710	38,181	15,973	11,704	71,794	25,409	22,926
H.16	56,908	14,973	21,150	39,281	16,702	12,470	80,310	28,072	25,741
H.15	59,265	14,915	21,936	41,397	18,392	13,265	81,302	28,022	26,012
H.14	63,252	15,713	22,881	41,945	18,222	13,465	50,486	17,790	16,403

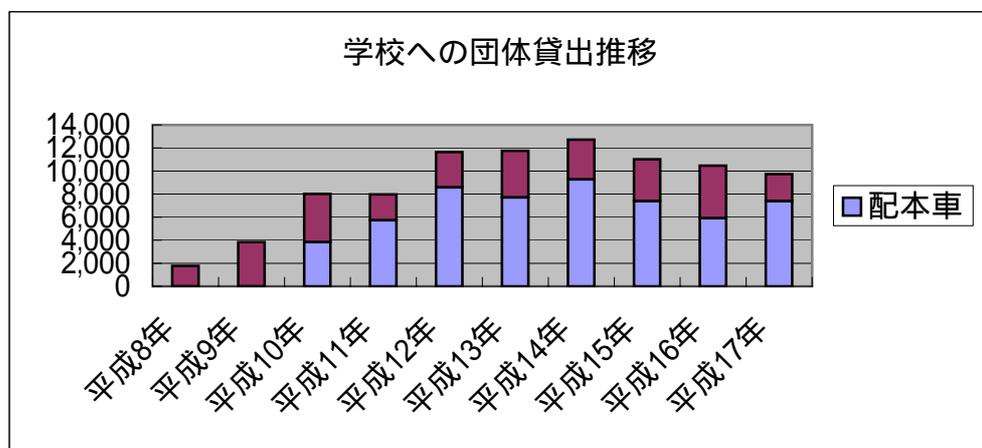
個人貸出

年月	ブックステーション			全図書館合計		
	貸出点数		貸出人数	貸出点数		貸出人数
	児童書			児童書		
17.4	2,119	1,273	663	70,246	22,138	22,969
5	1,666	899	547	74,465	23,183	24,322
6	1,703	925	557	57,972	18,473	18,698
7	2,281	1,470	704	81,408	28,968	26,365
8	2,228	1,345	733	86,498	33,078	28,289
9	2,012	1,102	657	73,125	23,419	23,926
10	2,116	1,272	689	73,771	22,948	24,144
11	1,995	1,163	636	70,301	22,539	23,082
12	2,201	1,400	606	72,568	23,339	20,697
18.1	1,617	914	530	63,251	19,527	20,359
2	1,924	1,102	603	66,995	20,731	21,862
3	2,385	1,436	758	72,908	23,107	23,848
合計	24,247	14,301	7,683	863,508	281,450	278,561
H.16	21,841	9,922	6,896	884,350	278,902	289,388
H.15	15,467	8,425	4,169	888,379	264,311	290,862
H.14	16,214	9,098	4,228	880,479	249,711	284,154

学校への団体貸出

・平成10年6月配本車運行開始

	小学校		中学校		合計	配本車割合
	合計冊数	うち配本車	合計冊数	うち配本車		
平成13年度	11,051	7,425	705	283	11,756	66%
平成14年度	12,438	9,042	283	239	12,721	73%
平成15年度	10,362	6,978	667	413	11,029	67%
平成16年度	9,905	5,608	563	303	10,468	56%
平成17年度	9,742	7,069	488	331	10,230	72%



学校図書館の現状

全国・大阪府データは「平成17年度学校図書館の現状に関する調査」による。(公立学校のみ)

羽曳野市のデータは「平成18年度学校図書館の現状に関する調査」による。(公立学校のみ)

* 各項目を抜粋比較したもの

【 司書教諭等状況調査】

平成17年度の司書教諭の発令状況及び負担軽減の状況(平成17年5月1日現在)

	H17.5.1現在の学校数	司書教諭発令学校数	割合(発令率)	12学級以上の学校							
				学校数	司書教諭発令学校数	割合(発令率)	負担軽減状況				
							授業時数の軽減をしている	割合	授業時数の軽減をしていない	割合	
小学校	羽曳野	14	13	92.9%	0	13	100%	0	0%	13	100%
	大阪府	1,023	880	86.0%	847	840	99.2%	18	2.1%	822	97.9%
	全国	22,230	12,579	56.6%	11,259	11,221	99.7%	908	8.1%		
中学校	羽曳野	6	5	83.3%	5	5	100%	0	0%	5	100%
	大阪府	463	368	79.5%	339	329	97.1%	7	2.1%	322	97.9%
	全国	10,078	5,315	52.7%	4,447	4,410	99.2%	468	10.6%		

* 羽曳野市データはH18.5.1現在の学校数

-1 学校図書館担当職員の状況(平成17年5月1日現在)

	H17.5.1現在の学校数	学校図書館担当職員を配置している学校数	割合	学校図書館担当職員の勤務形態				
				常勤職員(人)	割合	非常勤職員(人)	割合	
小学校	羽曳野市	14	14	100%	13	92.9%	1	7.10%
	大阪府	1,023	347	33.9%	13	3.7%	304	87.6%
	全国	22,230	7,007	31.5%	1,583	22.6%	5,499	78.5%
中学校	羽曳野市	6	4	66.7%	1	16.7%	5	83.3%
	大阪府	463	149	32.2%	0	0.0%	132	88.6%
	全国	10,078	3,277	32.5%	841	25.7%	2,447	74.7%

* 羽曳野市データはH18.5.1現在の学校数

【 読書活動の状況調査】

-1 全校一斉の読書活動の実施状況

	全校一斉の読書活動を実施している学校数	割合	内訳								
			始業前に実施	割合	授業中に実施	割合	昼休み・放課後に実施	割合	その他	割合	
小学校	羽曳野市	14	100%	14	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	730	71.4%	641	62.7%	56	5.5%	10	1.0%	23	2.2%
	全国	20,305	91.3%	18,603	83.7%	519	2.3%	358	1.6%	825	3.7%
中学校	羽曳野市	1	16.7%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	210	45.4%	165	35.6%	28	6.0%	10	2.2%	7	1.5%
	全国	7,858	78.0%	7,121	70.7%	397	3.9%	124	1.2%	216	2.1%

-2 全校一斉の読書活動の実施頻度

	毎日実施	割合	週に数回実施	割合	週に1回実施	割合	月に数回程度実施	割合	その他	割合	
											小学校
	大阪府	85	8.3%	236	23.1%	280	27.4%	37	3.6%	92	9.0%
	全国	3,804	17.1%	8,195	36.9%	6,109	27.5%	678	3.0%	1,519	6.8%
中学校	羽曳野市	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	130	28.1%	38	8.2%	10	2.2%	6	1.3%	26	5.6%
	全国	4,900	48.6%	1,387	13.8%	306	3.0%	250	2.5%	1,015	10.1%

読書活動推進のための取組状況

	読書活動推進のための取組を実施している学校数	割合	内訳(複数回答可)						必読書・推薦図書を定めている学校数	割合	
			図書の見聞かせやブックトークを実施	割合	読書感想文コンクールを実施	割合	その他	割合			
小学校	羽曳野市	13	92.9%	12	85.7%	8	57.1%	0	0.0%	1	7.1%
	大阪府	830	81.1%	659	64.4%	384	37.5%	142	13.9%	256	25.0%
	全国	18,019	81.1%	15,727	70.7%	8,417	37.9%	3,704	16.7%	5,740	25.8%
中学校	羽曳野市	4	66.7%	1	16.7%	4	66.7%	0	0.0%	2	33.3%
	大阪府	199	43.0%	53	11.4%	126	27.2%	63	13.6%	70	15.1%
	全国	5,806	57.6%	2,075	20.6%	3,742	37.1%	1,683	16.7%	2,044	20.3%

ボランティアの活用状況

	ボランティアを活用している学校数	割合	内訳(複数回答可)										
			配架や貸出・返却業務等、学校図書館運営の支援	割合	学校図書館の書架見出し、飾りつけ等施設整備	割合	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	割合	学校図書館の地域開放の支援	割合	その他	割合	
小学校	羽曳野市	9	64.3%	0	0.0%	0	0.0%	9	64.3%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	548	53.6%	50	4.9%	64	6.3%	524	51.2%	11	1.1%	18	1.8%
	全国	14,728	66.3%	2,010	9.0%	3,784	17.0%	14,181	63.8%	470	2.1%	581	2.6%
中学校	羽曳野市	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	41	8.9%	17	3.7%	13	2.8%	22	4.8%	0	0.0%	2	0.4%
	全国	1,525	15.1%	468	4.6%	557	5.5%	880	8.7%	55	0.5%	109	1.1%

公共図書館との連携状況

	公共図書館との連携を実施している学校数	割合	内訳(複数回答可)								
			公共図書館資料の借出	割合	公共図書館との定期的な連絡会の実施	割合	公共図書館司書等による学校への訪問	割合	その他	割合	
小学校	羽曳野市	14	100.0%	14	100.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	677	66.2%	621	60.7%	165	16.1%	98	9.6%	80	7.8%
	全国	13,446	60.5%	11,829	53.2%	2,105	9.5%	2,544	11.4%	1,479	6.7%
中学校	羽曳野市	6	100.0%	6	100.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	158	34.1%	145	31.3%	53	11.4%	18	3.9%	23	5.0%
	全国	3,509	34.8%	2,980	29.6%	848	8.4%	360	3.6%	346	3.4%

-1 学校図書館の地域開放状況

	学校図書館を地域住民に開放している学校数	割合	内訳(複数回答可)								
			土曜日・日曜日・祝日のいずれかに開放	割合	放課後に開放	割合	授業を行っている時間帯に開放	割合	その他	割合	
小学校	羽曳野市	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	59	5.8%	33	3.2%	7	0.7%	6	0.6%	63	6.2%
	全国	2412	10.9%	543	2.4%	839	3.8%	799	3.6%	914	4.1%
中学校	羽曳野市	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	大阪府	7	1.5%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.3%
	全国	591	5.9%	92	0.9%	187	1.9%	206	2.0%	244	2.4%

【 学校図書館等の整備状況調査】

蔵書のデータベース化の状況

		H17.5.1 現在の学 校数	蔵書を デー タ ベ ー ス 化 し て い る 学 校 数	状況					当該電 子管理 を活用 して貸 出・返 却を 行っ てい る学 校
				25%未 満の学 校数	25～5 0%未 満の 学校数	50～7 5%未 満の 学校数	75～10 0%未 満の 学校数	100%の 学校数	
	羽曳野市	14	14	0	0	3	9	2	14
小学校	大阪府	1,023	364	100	7	19	84	154	153
	全国	22,230	7,540	1,052	270	344	1,698	4,176	4,485
	羽曳野市	6	6	0	0	2	3	1	3
中学校	大阪府	463	159	28	3	4	53	71	82
	全国	10,078	3,438	547	179	199	918	1,595	1,880

* 羽曳野市データはH18.5.1現在の学校数

		蔵書を デー タ ベ ー ス 化 し て い る 学 校 の 割	状況					当該電子管理を 活用して貸出・返却 を行っている学校 の割合
			25%未 満の割 合	25～5 0%未 満の 割合	50～7 5%未 満の 割合	75～10 0%未 満の 割合	100%の 割合	
	羽曳野市	100.0%	0.0%	0.0%	21.4%	64.3%	14.3%	100.0%
小学校	大阪府	35.6%	9.8%	0.7%	1.9%	8.2%	15.1%	15.0%
	全国	33.9%	4.7%	1.2%	1.5%	7.6%	18.8%	20.2%
	羽曳野市	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	16.7%	50.0%
中学校	大阪府	34.3%	6.0%	0.6%	0.9%	11.4%	15.3%	17.7%
	全国	34.1%	5.4%	1.8%	2.0%	9.1%	15.8%	18.7%

【 学校図書館図書の購入額調査】

		H16.5.1現在の学 校数	16年度の 図書購入費の決算 額 (単位:千円)	1校当たりの 図書購入費の決算 額 (単位:円)
				羽曳野市
小学校	大阪府	1,029	490,377	477
	全国	22,468	9,431,440	420
	羽曳野市	6	1,529	255
中学校	大阪府	463	274,035	592
	全国	10,164	6,158,487	606

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、羽曳野市子ども読書推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動を推進するため、計画を策定する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者または団体のうちから、15名以内の委員をもって組織し、委員は市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 図書館協議会
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの読書活動に関わる市民
- (4) 図書館ボランティア団体
- (5) 学校教育部学校教育課長
- (6) 羽曳野市小学校教育研究協議会図書館部会
- (7) 学校司書会
- (8) 幼稚園・小・中学校長
- (9) 生涯学習部図書館課長
- (10) 保健福祉部こども財産課長
- (11) 保健福祉部保健センター所長
- (12) 保育園長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館課において行なう。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市長が計画を策定した日限り、その効力を失う。

策定までのあゆみ

- 平成18年 4月 事務局発足
 9月 羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱施行
 10月 策定委員委嘱
 第1回策定委員会
 子どもの読書に関するアンケート実施
 12月 第2回策定委員会
 平成19年 1月 第3回策定委員会
 2月 パブリックコメント実施
 3月 第4回策定委員会
 羽曳野市子ども読書活動推進計画策定

羽曳野市子ども読書活動推進計画策定委員会 審議状況

委員会	日時	議題・案件
第1回	平成18年10月13日(金) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付について ・委員長、副委員長の選出について ・子ども読書活動推進計画の概要について ・子ども読書活動推進計画策定スケジュールについて ・アンケートの実施について ・その他
第2回	平成18年12月14日(木) 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画骨子について ・アンケートの集計結果について ・その他
第3回	平成19年1月25日(木) 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画素案について ・今後の日程について ・その他
第4回	平成19年3月9日(金) 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画最終(案)について ・市民からの意見について

羽曳野市子ども読書活動推進委員会 委員名簿

氏 名	委員会設置要綱第3条による種別
吉村 堯	1 図書館協議会
脇谷 邦子	2 学識経験者 (同志社大学講師)
田川 洋子	3 子どもの読書活動に関わる市民 (羽曳野市子ども文庫連絡会)
岸下 良子	4 図書館ボランティア団体 (おはなしボランティアはびきの)
戸川 好延	5 学校教育部学校教育課長
山際 由子	6 羽曳野市小学校教育研究協議会図書館部会
西田 沙織	7 学校司書会
松永 信晃	8 幼稚園・小・中学校長
天見 邦子	8 幼稚園・小・中学校長
柳橋 信夫	9 生涯学習部図書館課長
北村 修一	10 保健福祉部こども財産課長
松内 宏之	11 保健福祉部保健センター所長
和田 美千世	12 保育園長

事務局

教育委員会学校教育部学校教育課 松井 敏和

教育委員会生涯学習部図書館課 奥野 雅也 細井 正人 西尾 賢二

安東 幹晃 岩佐 直美

パブリックコメント結果

実施概要

- ・ 募集期間 平成19年2月15日から28日まで
- ・ 素案の閲覧 市ホームページ、市役所情報公開コーナー、市立図書館
- ・ 意見の提出 郵送、ファックス、メール

募集結果

- ・ 意見総数 5件

意見の取り扱い

- ・ 寄せられたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。また、計画の実施にあたっては、これらのご意見について十分に配慮しながら進めさせていただきます。数多くの貴重なご意見をありがとうございました。

意見概要

【計画全体について】

- ・ 計画案が平成23年までとなっていますが、それ以降も続けていけるような取り組みを期待しています。
- ・ 今後5年間の進捗状況および成果も、その都度ぜひ公表していただき、その時々の子どもを取り巻く状況に合わせて、随時改善を重ねながら計画を執行していただきたいと思います。
- ・ 計画策定と直結するような数値や、学校司書の配置などについて具体的な目標値を載せてほしい。
- ・ この計画全体に言えることだと思いますが、計画を執行する部門が明記されていません。各部署が連携されて取り組んでおられることと思いますので、全市を挙げて子どもの読書環境の推進に取り組んでいることを計画の基本方針に入れられてはどうでしょうか。

【地域における読書活動の推進】

- ・ これからも文庫への助成を支援して頂きますようお願いいたします。
- ・ 青少年児童センター、白鳥児童館、子育て支援センターなどの公的施設の絵本講座については、時期や内容が重なっていることがあるので、それぞれの施設をあわせて年間計画を立て、バランスよく行っていけると、より充実したものになると思います。

【幼稚園・保育園】

- ・ 幼稚園では、園により取り組んでいるところとしないところとの差が大きいように思います。差をなくすために、ある程度の基準を設定してはどうでしょうか。取り組んでいる園を参考に、各園の図書を充実させ、保護者の理解をもとめ、園と保護者が協力していくという形をとれると良いのですが。例えば、おたんじょう会のプレゼントを絵本にする、1ヶ月に1回保護者のおはなし会をする、園の本を子どもが選んでかりることができるなど。先生方の絵本についての研修、保護者への講座などを行い、理解を深めていく必要もあると思います。

【小学校・中学校】

- ・ 学校での「朝の全校一斉読書」が押しつけにならないように、慎重に扱ってほしい。
- ・ 学校の図書はかなり古く傷んでいるものが多いので、予算を増やし充実させてほしい。
- ・ 小学校・中学校の蔵書数が、「学校図書館図書標準に到達していない」ことについては、1校あたりの購入額が少なすぎる事が大きな原因と考えられます。公立図書館の図書購入費用も含めて、現在よりも増額を切に望みます。
- ・ 「学校図書館標準達成」については、数字だけではなく、中身も大切だと思います。他市でも、達成を目指しているようですが、そのために、データの古いものや、使えない内容になったものも廃棄ができない状態だという話を聞きました。数にとらわれると、あまり意味のない内容になってしまうと思いますので、その部分も含めて御検討くださいますようお願いいたします。
- ・ 小学校、中学校全校への学校司書の配置を望みます。
- ・ 司書によって、学校図書館が生き生きとした活動の場になっています。これからも現在のような形で学校司書の配置を進めていってほしい。
- ・ 中学校の読書環境の向上を願います。現在、学校図書館担当の常勤職員は6校中1人しかいません。朝の読書も1校しか行われていません。せっかく小学校で培われた読書習慣や読書力が、中学校で途絶えてしまうのはもったいないと思います。中学校・高校は、クラブ活動や受験勉強等で読書から遠ざかりやすい時期かもしれませんが、思春期の難しい時期を乗り切るために、読書は大きな糧になるはずです。朝の一斉読書だけでも、先生方の協力を得て、行っていただきたいと思います。そのためには、中学校の蔵書数の向上が不可欠だと思います。すぐには難しいなら、中央図書館の配本サービスをもっと活用するとよいと思います。
- ・ 「学校図書館支援センター」「学校図書館研究協議会」とありますが、どのようなものなのかわかりません。概要説明を入れて欲しいと思います。

【市立図書館】

- ・ 羽曳野市の図書館のオンラインシステムはとてもありがたいので、これからもより充実させてほしい。
- ・ 学校・公共図書館連絡車の巡回はとても助かっています。今後ともよろしく願っています。
- ・ 子どもが読書に親しむ機会として、本を仲立ちとして子どもどうしや、大人も含めて気軽に「今話題になっている本」についてのブックトークの場や新書の紹介のコメントなどを話せる場を図書館が主となり持ってほしい。
- ・ 小さいお子さんが親と一緒に楽しめる「おひざにだっこ」のお話し会が好評だったので、これからも定期的に続けていってほしい。子育て支援センターなどと一緒にいき、家の近くでいけるようにしてほしい。
- ・ 「子どもの読書スペースの整備に努める」とありますが、図書館が親子で楽しめる、各世代を通して楽しめる場所になりますよう、ぜひお願いします。
- ・ 子どもに本を浸透させるためには、子ども達が本に親しめる環境が大切だと思います。市内の図書館には子どもが読書をする場所が全くないか、他のコーナーと隣接しているため、子どもがゆっくり本を楽しむことができません。例えば中央図書館の1階やおはなしの部屋を活用するなどの工夫を望みます。
- ・ 市立図書館の登録の促進も計画推進のひとつの指標だと思います。各年代の登録率の向上も計画に挙げていただきたいです。

【連携について】

- ・ 文庫やボランティアの交流の場を図書館が中心となってもってほしいです。その場合代表者のみの交流ではなくて、子どものために連携が持てるよう複数の人数で、(学校、地域、おはなし会の活動をするボランティアグループなど)行ってほしい。
- ・ 今小学校へおはなし会に行っていますが、小学校としておはなし会に何を望むのか、今のこどもたちのニーズは何なのかを知るため、図書館の職員・小学校の図書館司書、担任の先生と直接おはなしをする者が話し合える場がほしい。
- ・ 上記のような連携を持ち、皆が同じ立場で話し合え、羽曳野市としての子どもの読書推進活動に対する見解を共有できるようにすることが大切だと思います。
- ・ 「関係機関」とありますが、どのような機関なのかを具体的に記入して下さい。

【その他の意見】

- ・ メディアリテラシーの学習推進について
- ・ 乳幼児のブックスタート再開について

**羽曳野市子ども読書活動推進計画
(平成19年度～平成23年度)**

平成19年3月

羽曳野市教育委員会

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1